



既に3月13日からはマスクの着用は個人の判断とされていますが、読者の方々はどのようにされていますか。電車内では、まだ半分強の方々がマスクされているように思います。私は外で移動するときなど外していますが、電車内など人が密集する場所ではまだ着用しています。これから夏に向けて気温が上昇するにつれて、いよいよマスクしない人の方が多くなっていくのでしょうか。そのような中で、某新聞社の調査によると、来期の採用を増やすが42%と前期比6ポイント増とのこと。コロナ禍で停滞していた経済活動が再開され、脱コロナが鮮明になりつつあります。日本経済がどんどん活性化するといいですね。

### 最新情報（2023年3月1日～2023年3月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 3月23日	研 究 報 告	「学校法人委員会 研究報告第23号 「監査基準委員会 報告書315「企業 及び企業環境の理 解を通じた重要な 虚偽表示リスクの 識別と評価」を学	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2023年3月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第23号「監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」を改正し、公表いたしましたので、お知らせします。	-

		校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」の改正についての公表について	
--	--	--	--

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし。

#### 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし。

#### 6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 3月10日	意見	IASB 公開草案「中小企業向け国際財務報告基準第3版」に対する意見について	2022年9月8日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、公開草案「中小企業向け国際財務報告基準第3版」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2023年2月16日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	-
2023年 3月20日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2023年3月16日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 今回の改正は、監査報告書の文例に記載している「その他の記載内容」について、その対象範囲を整理し明確にするため、検討を行ったものです。 本改正は、2022年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用されます。	2022年4月1日以降開始する事業年度
2023年 3月20日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2023年3月16日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しまし	2022年4月1日以降開始する事業年度

		監査上の取扱い及び監査報告書の文例の改正について	<p>たのでお知らせします。</p> <p>今回の改正は、監査報告書の文例に記載している「その他の記載内容」について、その対象範囲を整理し明確にするため、検討を行ったものです。</p> <p>本改正は、2022年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用されます。</p>	
2023年 3月20日	委員会報告	品質管理基準報告書第1号等の改正及び倫理規則の改正に伴う財務報告内部統制監査基準報告書、四半期レビュー基準報告書、保証業務実務指針及び専門業務実務指針の改正の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2023年3月16日に開催した常務理事会の承認を受けて、以下の財務報告内部統制監査基準報告書、四半期レビュー基準報告書、保証業務実務指針及び専門業務実務指針の改正を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改正は、2022年6月の品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の公表及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」の改正（以下合わせて「品質管理基準報告書第1号等の改正という。」）並びに2022年7月の倫理規則の改正に伴い、所要の見直しを行ったものです。</p>	-
2023年 3月20日	公開草案	「監査基準報告書300 実務ガイダンス第1号「監査ツール（実務ガイダンス）」の改正」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2022年6月の品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の公表及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」の改正（以下合わせて「品質管理基準報告書第1号等の改正」という。）並びに2022年7月の倫理規則の改正に伴い、所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、監査基準報告書300 実務ガイダンス第1号「監査ツール（実務ガイダンス）」について所要の見直しを行いましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集期限 2023年 4月21日
2022年 10月31日	委員会報告	「倫理規則」の改正について	<p>2022年7月29日付けでお知らせしましたとおり、2022年7月25日に開催された第56回定期総会において倫理規則の改正（以下「改正倫理規則」という。）が承認されました。本改正に当たっては、改正倫理規則で参照している「監査基準委員会報告書」や「品質管理基準委員会報告書」などの報告書の名称変更等が予定されていたため、定期総会においては、当該名称変更等を反映した上で、確定版を公表することとしておりました。このたび、名称変更等（注）を反映した確定版を公表いたしますの</p>	-

で、お知らせいたします。

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 令和 4 年公認会計士法等改正に伴う有価証券上場規程の一部改正について

株式会社東京証券取引所は、有価証券上場規程の一部改正を行いました（令和 5 年 4 月 1 日から施行）。

今回の改正は、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 41 号）の施行に伴い、日本公認会計士協会の自主規制として運営されてきた「上場会社監査事務所登録制度」が、公認会計士法に基づく「上場会社等監査人登録制度」に見直されることを踏まえ、所要の改正を行ったものです。

現在、上場会社の企業行動規範においては、上場会社監査事務所等による監査を受けるものとしていますが、同一の趣旨の精度が法令により定められることを受けて、この規定は削除されます。また、上場審査基準においては、現在、上場会社監査事務所等であることに加え、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を受けるものとしていますが、改正後においても、引き続き、上場会社等監査人名簿に登録を受けていることに加えて、同協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を求めることとなります。

有価証券上場規程の位置改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (50) (略) (削る)	(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (50) (略)
(51) ~ (75) の 12 (略)	<u>(50) の 2 上場会社監査事務所 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。</u>
<u>(75) の 13 登録上場会社等監査人 公認会計士法第 34 条の 34 の 8 第 1 項に規定する登録上場会社等監査人をいう。</u>	(51) ~ (75) の 12 (略) (新設)
<u>(75) の 14 (略)</u>	<u>(75) の 13 (略)</u>
<u>(75) の 15 (略)</u>	<u>(75) の 14 (略)</u>
(76) ~ (96) (略)	(76) ~ (96) (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2に規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(8)～(13) (略)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロス市場の上場審査は、次の各号に適合するもの(第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの)を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)の法第193条の2に規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(8)～(13) (略)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロス市場の上場審査は、次の各号に適合するもの(第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの)を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 上場会社監査事務所による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。)(当取引所が適当でない

<p>(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p><u>と認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p><u>第441条の3 上場国内会社は、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)の監査を受けているものとする。</u></p>
--	---

以上

【発行元】  
 東光監査法人 ナレッジチーム  
 〒162-0824  
 東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階  
 Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703